

令和元年11月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和元年12月11日（水）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

井川委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、追加提出議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その2））

議案第14号 徳島県学校職員給与条例の一部改正について

【報告事項】

- 令和2年度に向けた教育委員会の施策の基本方針について（資料1）
- 徳島県農工商教育活性化・魅力化方針の策定について（資料2）

美馬教育長

教育委員会から提出いたしております追加案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、条例案1件でございます。

それでは、お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料（その2）の1ページをお開きください。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

本県の学校職員の給与について、人事委員会勧告に基づき、改定を行うものでございます。

今回提出しております追加案件は、以上でございます。

続きまして、2点、御報告をさせていただきます。

1点目は、令和2年度に向けた教育委員会の施策の基本方針についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

これは、全庁的な取組といたしまして、委員会における御審議の充実に資するため、来年度の予算編成に向けた各部局の施策の基本的な方針や方向性を御報告することとし、あわせて、その内容を県ホームページ上に掲載し、県民の皆様にも広くお知らせしようとするものです。

教育委員会では、本年度新たに策定いたしました徳島教育大綱において、未知の世界に果敢に挑戦する、夢と志あふれる「人財」の育成を基本方針と定め、徳島ならではの教育により、大きな夢や高い目標を持って未知の世界に果敢に挑戦する、本県の宝である人財の育成を目指してまいります。

資料に基づき、順次、御説明させていただきます。

まず、左上，Ⅰ，未知への挑戦！未来を創る教育の推進では、持続可能な社会を具現化する徳島ならではの教育の推進として、幼児期からのライフステージに応じた系統的・体系的な取組の更なる充実や、SDGsの実現に向けた取組の実践など、新次元の消費者教育を推進するとともに、地方と都市を結ぶデュアルスクールの一層の推進などに取り組んでまいります。

Society5.0をリードする資質や能力の育成では、ビッグデータやEdTechの活用による、別最適化された学びを推進するとともに、論理的・創造的思考力を育むプログラミング教育の推進などに取り組んでまいります。

世界に羽ばたくグローバル人財の育成では、小学生から高校生まで、全ての英語学習段階において、外国人との交流や体験活動の機会の提供、英語4技能のバランスの取れた育成など、外国語教育の更なる充実を図るとともに、グローバルな視点とローカルの視点を兼ね備えた、グローバル人財の育成などに取り組んでまいります。

次に、右上，Ⅱ，夢と志を実現！確かな学びを育む教育の推進では、真の知性を育む深い学びの実現として、県立高校における、農工商一体教育や学校間連携、生徒間協働のほか、国立大学法人徳島大学との連携による6次産業化教育の推進などに取り組んでまいります。

将来を描き、可能性を最大化する教育の推進では、予測困難な時代の中で、多様な人々と関わりながら、自分の可能性を見つめ、様々な課題に対応する力や、社会人・職業人としての生き方を描く力を育成し、キャリア形成支援の充実を図るとともに、自ら考え、自ら判断し、より良い社会の構築を目指す意識を醸成するため、体験・探究型学習を充実させることによる、未来を担う主権者を育成する教育の推進などに取り組んでまいります。

成長を支える豊かな心、健やかな体の育成では、読書活動や体験活動の推進、道徳教育の充実等、家庭や地域と連携した多様な機会を通じて、子供たちの人間性を豊かにする教育などに取り組んでまいります。

次に、資料左下，Ⅲ，一人ひとりが輝く！多様性を育む教育の推進では、個性が輝き、一人ひとりが活躍できる特別支援教育の推進として、発達障がいを含めた全ての子供たちが主体的に適切な行動を学ぶポジティブな行動支援を軸とした、学齢期を通じての切れ目ないキャリア教育の展開などに取り組んでまいります。

互いに尊重し、支え合う教育の推進では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置促進、個々のニーズに応じた相談体制の充実など、悩みやSOSを受け止めることができる環境づくりの推進などに取り組んでまいります。

共に生きる、多様な力を育む教育の推進では、海外の学校からの教育旅行の受入れや学校間交流の充実により、教育・文化・スポーツなど、幅広い分野における、国際感覚を育むための教育の推進などに取り組んでまいります。

次に、資料下段中央，Ⅳ，誰もがいきいき！生涯を通じ、安心して学ぶ教育の推進では、生涯を通じた豊かな学びの創出として、全国初の県立夜間中学であるしらさぎ中学校の令和3年4月開校に向けた準備などに取り組んでまいります。

とくしまの未来を守る防災教育の推進では、児童・生徒・教員の防災対応力の向上と地域防災の担い手の育成などに取り組んでまいります。

すべての子どもが学び、成長する教育環境の充実では、教員育成指標を踏まえたキャリ

アステージに応じた体系的な研修を実施するとともに、全ての教職員が、安心して教育活動に専念し、その能力を十分に発揮できる持続可能な学校づくりを進めるため、学校における働き方改革の推進などに取り組んでまいります。

最後に、資料右下、V、世界へ飛躍！「徳島ならではの」の文化・スポーツレガシーを創出する教育の推進では、レガシーを創出、躍動スポーツとくしまづくりとして、2019年から3年連続で開催される国際スポーツ大会により醸成された、スポーツ参画への機運を一過性のものとすることなく、障がい者スポーツも含め、県民誰もがスポーツに親しむことができる機会や環境の創出を図るとともに、生涯スポーツの一層の普及促進などに取り組んでまいります。

世界に輝くあわ文化の創造では、ふるさと徳島の魅力を発信するあわっ子文化大使など、次代のあわ文化の担い手育成を図るとともに、開園30周年を迎える文化の森総合公園での魅力ある企画展やイベントの開催などに取り組んでまいります。

ふるさと徳島への誇りと郷土愛を育む教育の推進では、勝浦町から発見された国内最古級の恐竜化石など、徳島県の新たな魅力の県内外への発信などに取り組んでまいります。

続きまして、2点目は、徳島県農工商教育活性化・魅力化方針の策定についてでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

1、策定の趣旨でございますが、県教育委員会では、平成27年3月に策定しました徳島県農工商教育活性化方針に基づき、高校の学科再編や再編統合、農工商が連携した6次産業化教育の推進など、様々な施策を展開し、農工商教育の活性化を図ってまいりましたが、S o c i e t y 5.0時代の到来やグローバル化の進展などを見据え、今後の本県農工商教育が取り組むべき新たな方向性を示す必要があります。そのため、これまでの取組の成果を踏まえ、新たな課題に的確に対応し、農工商教育の更なる活性化と魅力化に向けて、有識者や学校関係者からなる農工商教育活性化・魅力化協議会での協議を踏まえ、徳島県農工商教育活性化・魅力化方針を策定いたします。

2、推進期間でございますが、令和2年度から令和6年度までの5年間といたします。

次に、3、方針の骨子でございますが、第1章では、本県農工商教育の現状、第2章では、現行方針に基づく取組成果、第3章では、本県農工商教育を取り巻く新たな課題を記載し、第4章、本県農工商教育の活性化・魅力化に向けた方向性では、本方針の四つの方向性として、グローバル社会に対応でき、地方創生に資する人材の育成、5Gで加速する第4次産業革命がもたらすS o c i e t y 5.0に対応できる人材の育成、SDG sの達成に貢献する持続可能な社会づくりの担い手の育成、小・中学生や保護者等に対する農工商教育の効果的な魅力発信を掲げることとしております。

裏面に移りまして、第5章、本県農工商教育の活性化・魅力化に向けた取組方策におきましては、第4章の四つの方向性に基づいて盛り込みたいと考えている取組方策の例を五つの項目に分けて示しております。第6章は、各校が取り組む具体的な活性化・魅力化策としまして、農林水産業、工業、商業に関する教育を行っているそれぞれの高校の具体的な取組内容と、数値目標を盛り込みたいと考えております。

今後は、4、策定スケジュールにありますように、本委員会での御論議を踏まえまして、方針案を作成し、2月議会の事前委員会において御報告させていただき、閉会后、3

月中を目途に、本方針を策定してまいりたいと考えております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井川委員長

以上で説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

梶原委員

10月18日の徳島新聞に、いじめ過去最多54万件という記事が出ました。文部科学省の調査によると、県内の国公私立の小中学校と高校、特別支援学校における2018年度のいじめ件数が2,577件、2017年度から141件増加したということでございます。2006年度以降、過去最多ということで、なかなかいじめが減らない、厳しい現状でございます。この現状について、どのように捉えられているのか教えていただきたいと思っております。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、去る10月に公表されました文部科学省の調査において、いじめの認知件数が過去最多となっている現状をどのように捉えているのかという御質問を頂きました。

梶原委員の御指摘のとおり、いじめの認知件数は、ここ5年間、連続で増加をしております。昨年度は2,577件で141件増加しております。内訳は、小学校が1,908件、中学校が569件、高校が67件、特別支援学校が33件となっております。全国との比較では、児童生徒1,000人当たりの割合は、全国で40.9件、本県では34.6件となっております。

増加の要因につきましては、各学校で、いじめに対し、組織的な対応が定着してきたことで、いじめの早期解決が図られ、アンケート調査や本人からの訴えなど、児童生徒からのSOSや情報が出しやすくなってきたためと捉えております。

5年前に比べまして、アンケート調査や本人からの訴えなどにより、児童生徒から教師に対して、いじめについての訴えや申出等がある割合が、平成25年度に40パーセントほどであったものが、平成30年度は65パーセント程度まで上がってきております。

子供たちからのSOSや情報が出しやすくなってきたことが、認知件数の増加にも大きく影響していると考えております。

梶原委員

児童生徒からの訴えが、平成25年度の40パーセントから、平成30年度の65パーセントに上がったということです。先生方が、現場で一生懸命、子供さんの声を拾っていただいているということがよく分かりました。

その一方で、いじめの認知件数の2,577件のうち、小学校が1,908件と全体の74パーセントを占めています。また、件数も2013年度は292件と大変少なかったんですが、5年間で一挙に6.5倍と、うなぎのぼりで増えているということでございます。新聞にも書いてありますが、いじめ防止対策推進法が2013年に施行されて、そこらにいじめの認知に対する意識が急速に持たれてきて、そのせいもあるということでもあります。いじめがどんどん顕

在化してくるのはいいことであると思うのですが、しっかりといじめの根を絶ち、解決を図るために、小学校での認知件数が大変多い現状を、どのように分析されているのか教えていただきたいと思います。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、小学校のいじめ認知件数が圧倒的に多く、増加の幅も大きいということで、現状をどう捉えているのかという御質問を頂きました。

平成30年度の結果で、中学校・高校・特別支援学校の認知件数が、本県においてはやや減少しており、小学校だけが増加していること、また、全体に占める小学校の割合が高いということがございます。全国的に小学校の認知件数が多く、本県では全体の約74パーセントが小学校ですが、全国では約78パーセントが小学校となっております。

小学校の中でも低学年の認知件数が特に多くなっておりまして、高学年になるほど減少しており、中学校、高校と学年が上がるほど減少し続けております。

小学校のいじめの対応も、悪口や軽くたたき、ちょっかいを出すといったような、ほとんどが軽微なうちに認知し、解決できております。また、各学校ともいじめの未然防止、早期発見のために見守り体制を強化しております。

そうした取組が、小学校ではいじめの早期発見、認知件数の増加につながり、中学校や高校では見守ることによって抑止力につながっている面もあるのではないかと考えております。

梶原委員

小学校が非常に多いということです。全国は78パーセント、徳島県は74パーセントで、若干少ないわけですがけれども、小学校の低学年の子供は精神的にも非常に不安定な年頃だと思いますので、その辺の子供さんのケア、見えない部分まで、先生がしっかりと目を行き届かせていただいて、いじめがどんどんエスカレートしないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

あと、2点ほどお聞きします。

8月21日から10月31日まで、LINEでのいじめ相談窓口の実証事業が、国からの補助金を使って行われたと聞いております。

これは、期間限定でされたということでございますけれども、今まで県立総合教育センターで行ってこられた電話やEメールでの相談より、短期間で数倍の相談があったということです。LINEを使った相談は、非常に効果が高いということが言われております。この事業の分析結果を、これからどのようにいじめ対策に反映していくのか、また分析結果は公表されることはあるのでしょうか。

大西総合教育センター所長

ただいま梶原委員から、今年度行われましたLINEを用いたSNS相談についての御質問を頂きました。

昨年度に引き続き、今年度8月21日から10月31日までの72日間、18時から21時まで、対象を公立中学校・高等学校、特別支援学校中学部・高等部の生徒としまして、LINEに

よる教育相談を実施いたしました。

この期間に受け付けました相談件数は、昨年度が60日間で333件であったのに比べまして187件多い、延べ520件の相談がございました。

相談内容は、心身の健康・保健が72件、友人関係が54件、学業・進路が37件、恋愛に関する悩みが17件でございました。自死予告等の生命に関する緊急の事案や犯罪につながる危険性のあるような事案はございませんでした。

この間の相談件数を同時期の電話での相談件数と比べてみますと、本人から寄せられた電話相談が46件、1日平均0.6件でありましたのに比べまして、LINEによる相談は520件ということで、1日平均7.2件ということで約12倍の相談がありました。これはやはりLINEを活用した相談のほうが、生徒にとってハードルが低く相談しやすいものとなっていると考えております。

今後につきましては、得られた一連のデータを基に、効果を分析検討するとともに、より効果的、効率的な教育相談の在り方について、連絡協議会において審議を深めまして、成果を学校現場に示していくことで相談活動の充実を図り、より有効な教育相談体制の構築に役立ててまいりたいと考えております。

梶原委員

約12倍の相談があったということで、本当に効果が高いと思います。

今回のLINE相談なんですが、公立の中学校・高校と特別支援学校ということで、肝腎の一番多い小学校が外れている。LINEの効果の高さは立証されているわけですから、今後、小学校も加えて、費用も大変掛かると聞いておりますけれども、期間限定ではなく通年でやられたらどうかと思います。

通年でやられている自治体もあるわけです。これは本当に子供の命にも関わる事業ですので、非常に重要な取組ではないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

大西総合教育センター所長

ただいま梶原委員から、小学校について実施対象としていないのはなぜかということ、それから、通年で実施するのがいいのではないかという御意見を頂きました。

現在、小学生を対象としていないということについてでございますが、現在のスマートフォンの所有率は、令和元年度の県教育委員会の抽出調査によりますと、小学6年生の所有率は31.2パーセントとなっております。中学2年生が67.1パーセント、高校2年生が97.5パーセントというのに比べまして、まだ所有率が低いということでございまして、今年度につきましては、小学生を対象といたしませんでした。しかしながら、今年度の連絡協議会の委員には、県の小学校長会からも委員を委嘱しておりますので、小学校でのSNS相談の報告等につきましては、今後、小学校長会からの委員の意見も伺いながら、研究してまいりたいと考えております。

また、年間を通じての実施につきましても、他県の情報等を参考にしながら、こういった形が考えられるか、研究してまいりたいと考えております。

梶原委員

ほかの自治体も取り組んでおります。特に、大阪府もつい最近、今までは中学校・高校と支援学校に限られていたのですが、やはり小学校のニーズが高いということで、小学校を対象にしたLINE相談窓口を開設したみたいですので、ほかの自治体の取組をしっかりと検証していただいて、是非、徳島県でも取組を進めていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

井下委員

先日、大阪の小学校6年生の女の子がSNSで知り合った男に誘拐され、栃木県で発見され、また、その男の自宅には、6月から行方不明だった中学校3年生の女の子も一緒にいるところを保護されたという事件がありました。

11月27日の地元の新聞記事にありましたが、中学生がSNSをきっかけとした性犯罪に巻き込まれる事件が、去年から10倍に増えているということでした。

現在、県のほうで把握している状況と、今、どのように分析・対策しているのか教えてください。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま井下委員より、SNSを利用した犯罪に小・中・高校生等が巻き込まれるということについて、御質問を頂きました。

SNSの犯罪の現状につきましては、先日、新聞で報道されていたとおりでございまして、県教育委員会に情報として全てが入ってきているわけではございません。本課は、携帯電話等の利用状況アンケート調査を行っており、その中で、例えば大量のメールが送られてきた、トラブルに巻き込まれたことがあるといった割合等については出てきているわけですが、細かい内容については把握できていない現状がございまして。

SNSの利用につきましては、コミュニケーションツールとして生活に欠かせないものとなっている反面、知らない人ともメッセージの交換ができるため、個人情報が悪用されたり、今回のような性被害、命に関わる事件に巻き込まれたりする危険性もあるため、危機感を持って対応しているところでございます。

各学校におきましては、年間指導計画に基づいた情報モラル教育を推進しておりまして、県教育委員会でも携帯電話会社や警察と連携した安全教室の実施、児童生徒・保護者向けの啓発資料や、教職員向けの対応事例集の作成・配布、また、本年10月にはこうした現状を踏まえ、SNS等の適切な利用のために、中学校・高校・特別支援学校に指導用の資料をデータで送付し、対応の徹底を依頼したところでございます。

また、こうした犯罪に巻き込まれる児童生徒の多くが、学校や家庭生活に不満や不安等を抱えていることが多いことから、スクールカウンセラーによる相談体制の充実により心のケアを図るなど、未然防止に努めているところでございます。

井下委員

教育委員会の所管ではないということですが、実際に2018年に被害者になった中学生が2人だったのが、今年、既に21人になっているという警察からの発表もありました。警察等とは、この辺の情報交換についてどのような連携をとられていますか。

安西いじめ問題等対策室長

警察とどのような情報交換をしているのかという御質問でございます。

県教育委員会と学校・県警察で、警察学校相互連絡制度に基づき、協定を結んで情報交換をしております。

学校で事件があった場合についても、警察へもちろん連絡を行いますが、警察からも大きい事案があった場合に教育委員会や、教育委員会を通して学校へ連絡できるよう、情報を頂けることとなっております。今回の事案に関しましては、新聞に掲載されて、その後、県警察にどういった内容が多かったのかという問合せをしたところでございまして、内容的に性被害に遭っている生徒が大半という関係もございまして、具体的な事案を全て情報交換しているわけではございません。

井下委員

個別の案件一つ一つというのは難しいのかも知れませんが、表に出ているだけの数字だと思います。実際にはもっと多くてもおかしくないような状況とと思っています。

従来、いろいろと情報提供などは、やってきていることだと思うのですが、学校だけの対策では難しいという印象もございまして。親の責任でどのように対応してもらおうかというところへのアプローチがもっと必要ではないかと思っています。中学校・高校で、親へのアプローチは何かやっていたりするのでしょうか。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、保護者に対するアプローチはどのように行っているのかという御質問を頂きました。

今回のSNSによる事件について、巻き込まれないために指導すべきことは、フィルタリングの徹底や知らない人には絶対に会わないこと、個人情報や画像を絶対に送らないといったことが考えられます。こうしたことを徹底するためには、子供への指導だけでは十分ではなく、保護者に対する啓発が大変重要ではないかと考えております。

昨年度、ネットいじめ・トラブル防止啓発資料を、徳島県いじめ問題等対策審議会で委員の方に御審議いただき作成して、全ての小・中・高校、特別支援学校の保護者に配布いたしました。

その中にもフィルタリングの徹底、知らない人にデータを送らないといったことも含めて、家庭でのルール作りについて保護者の方にお問い合わせする内容を入れさせていただきました。

また、各学校においてスマートフォン・携帯電話安全教室を実施しております。昨年度、合わせて150回開催されております。

ほかにも警察等の安全教室も含めると、もっと多く、大半の学校が安全教室を実施しております。安全教室にできるだけ保護者の方に参加してもらえよう、各学校に指導しているところでございまして、多くの学校がオープンスクール等に合わせて安全教室を実施するなどの取組をしているところでございます。

井下委員

親に責任を自覚してもらうよう、アプローチを掛けていただきたいと思います。残念なことですが、子供をターゲットにした犯罪がゼロになることは、なかなかないと思いますので、未然に防ぐという意味でいろいろな取組をしていただきたいと思います。

同時に、家出や自殺を未然に防ぐ対策は、今、民間でも取り組んでいるようですので、その辺とも連携して、情報交換していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、先日の事前委員会でもお伺いしたのですが、教職員の働き方改革についてです。

事前委員会でも出してもらった資料を見ると、中学校の教員の超過勤務が突出して多いと思うのですが、内容を教えていただけませんか。

長町教育政策課長

ただいま井下委員から、先日の教員時間外勤務調査結果（速報値）において、中学校の時間外勤務が多くなっていることについてどうかという御質問でございます。

まず、中学校においては部活動の顧問をしている者が多くなっておりまして、部活動に関わることによって時間外勤務が多くなると考えられます。また、小学校も含めてですけれども、高校に比しましてPTA行事の開催、あるいはスポーツ大会・文化祭等、地域の行事へ参加する機会が多いというふうに考えております。

さらに、県立学校には、既に統合型校務支援システムが導入されておりますけれども、小中学校については一部導入されている所もございますが、県下統一したものは、これから導入を目指しているということで、その点においても校務等の負担が多くなっていると考えております。

井下委員

恐らく、そうではないかと思っておりました。

中学校の一番大きな原因は部活動です。基本的に働き方改革、超過勤務について今後対応していく上で、部活動をどうしていくかというのは、結構、外せないのではないかと思います。今、教育委員会のほうで、部活動に対する教員の対応について、どのように考えていらっしゃいますか。

林体育学校安全課長

部活動に関しての負担軽減についてでございます。中学校に関しましては、昨年度から部活動指導員という制度を用いまして、これは市町村の任用でございますけれども、昨年度は7名、本年度は22名任用されております。また、来年度は更に増やしていくという想定でございます。

それにより、専門の部活動指導員を付けるということで、専門でない先生方の負担を軽減し、部活動の質を向上させる。やはり、専門の先生が配置されますと、生徒も生き生きし、活性化される。そういった点において、外部コーチや地域の人材を活用しながら教員の負担を軽減するというところで実施させていただいております。

井下委員

本年度まだ22名ということで、部活動の数や学校の数と比べると少ないと思います。お金を掛けずに負担を減らしていくというのは、ほぼ不可能ではないかと感じていますので、今後、本気で取り組んで対策していくのであれば、予算をしっかりと組んで対応していく必要があると思います。ちょうど今、来年度予算の編成時期ですが、この働き方改革に対して、来年度、具体的にどのようなアプローチを掛けようと思っていच्छいますか。

長町教育政策課長

来年度に向けて予算的な点で働き方改革をどのように進めていくかということでございます。

現在、来年度の予算要求の時期でございます。働き方改革に関しましても、現状のスクール・サポート・スタッフや部活動指導員などを、引き続き充実させていきたいと考えております。また、先ほど少し触れました統合型校務支援システムについても、令和3年度から導入すべく、現在、市町村の意見を聞きながらシステム開発を行っています。

全市町村で同一システムが整備をされますと、電子化による効率化はもとより、教員が市町村をまたいで異動した後も円滑に業務を継続できるなど、教職員の負担軽減に大きくつながるものと考えております。その他、様々な業務改善等を積極的に進めていきたいと考えています。

井下委員

小中学校と高校のタイムカードのようなシステムがそれぞれにあると思うのですが、まだ県下では統一されていないのでしょうか。

長町教育政策課長

出退勤のシステムについての御質問でございます。

県立学校においては、この8月から出退勤管理システムということで、ICTを活用した出退勤の記録を行っているところでございます。

現在、公立の小中学校におきましては、統一したものはございません。中には、そうした記録を行っている所があると伺っておりますけれども、今後、現在進めております統合型校務支援システムに加えまして、その中で県立学校と同様の出退勤管理システムを導入していきたいと考えております。

井下委員

是非、ほかの小中学校のほうも、出退勤のシステムを統一してもらったほうが、分析等がしやすいと思いますので、その辺の予算をしっかりと組んで、対応していただけたらと思います。

学校の超過勤務については、それぞれ事情があつて、個別に1件1件見ていかないと、全体で見るとというのはちょっと難しいと思います。まずは、しっかり分析できるような環

境づくりをしていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど頂いた徳島県農工商教育活性化・魅力化方針について提案なんですが、高校が再編統合され、使っていない施設があると思うのです。どれくらい使っていない施設を把握されているのかちょっと分かりませんが、しっかりと活用について明確にして、是非、方針に入れていただけたらと思います。

永戸教育創生課長

ただいま井下委員から、再編統合に伴う遊休施設の活用について御質問いただきました。二つの学校が一つに統合した場合でも、学校が持っていた所については、基本的には工夫をしながら使っておりますので、今後もしっかりとそういう方向でやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

西沢委員

ゲーム障害を取り上げたいと思います。

最近のWHOから始まった動きを教えてください。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま西沢委員より、ゲーム障害についての御質問を頂きました。

近年、スマートフォン等の急速な普及により利便性が向上する一方で、インターネットやオンラインゲーム等の長時間利用が大変大きな問題になってきております。

本県で独自に行っている、本年度の携帯電話等利用状況アンケート調査におきましては、先日新聞に出ておりましたような休日を限定した調査は行っておりませんが、平日にスマートフォンやゲーム機等で1日3時間以上ゲームをしている割合が、小学6年生で13.9パーセント、中学2年生で13.6パーセント、高校2年生で17.8パーセントとなっております。休日についてはもっと長い時間利用していることが予想されます。長時間利用は少しずつ増えてきておる現状がございます。危機感を持った対応が必要ではないかと考えているところです。

西沢委員

今年5月25日、WHOがオンラインゲームやテレビゲームのやり過ぎで、日常生活が困難になるゲーム障害を新たな依存症として認定したということから特に注目を浴びていると思います。オンラインゲームやテレビゲームなどをしたい衝動が抑えられなくなる。日常生活よりも優先するということや、健康を害するなどの問題が起きてもゲームを続けたり、一層エスカレートしたりする。家族や社会、学業、仕事に著しい障害がもたらされる。こういう状態、症状が少なくとも12か月続くということが、ゲーム障害の定義と新聞に載っています。依存症として認められたという中で、ほかがやっていることを待つというのではなくて、やはり徳島県は徳島県で率先してやらなければいけないことはやっていくことが必要だと思うんです。どこかがやっているからそのうちまねをするのではなくて、いち早く、悪いことは早く手を打っていくと、どうしたらいいか検討するということをやっていただきたいと思います。大阪府のほうでは全国に先駆けて対策を練った

というふうに聞いていますけれども、知っていますか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

西沢委員から、ゲーム障害、ゲーム依存への対応として、大阪府の事例というお話でございます。

大阪府では、I Rの誘致に関連してギャンブル依存等についての予防に関する計画等を、今、推進しておられるところと承っております。本県におきましてもインターネット、ゲーム依存につきましては、既に学校医、保護者、地域の関係者と連携して、児童生徒、保護者向けの講習会や研修会を開催し、また、学校保健委員会でもテーマとして協議し、先手先手で子供たちがインターネット、ゲームに依存という状況が生まれえないような対策を進めているところでございます。

西沢委員

大阪府は率先してやっています。逆に国のほうがその動向を見ている状態で、それでいいのかと思うんです。

中国などはネット社会で、非常に子供の状況が悪くなっているということで、11月に18歳未満に対して夜間と早朝のゲーム禁止、平日の使用時間を90分までとする規制措置を打ち出した。韓国では、政府もネット依存の若者を山間部に集めて合宿形式の治療を実施するなど、世界でもいろんな国が動き始めている。中国ではかなり危機感を持っているというような状況です。日本で危機感を持っていますか。

安西いじめ問題等対策室長

大変、危機感を持って対応しているところでございます。

先ほど来、申し上げておりますように、本県としましては、保護者や子供たちへの啓発資料でネット依存やゲーム障害について啓発を行ったり、携帯電話会社、警察と連携した安全教室の実施、そして現在、教育委員会として特に力を入れておりますのが、来年度から小学校、中学校、それから特別支援学校にいじめ防止子ども委員会を全校に設置することを予定しております。

その活動の中で、携帯電話に関するルール作りについて、是非、全ての学校で取り組んでほしいということをお願いしているところで、スマートフォン等の利用時間の制限についても子供たちが自ら考えて、ルール作りを推奨してまいりたいと考えております。

西沢委員

当然、いじめの中にゲームの問題はありますけれども、幅が違うのではないですか。いじめを中心とした対応とはちょっと違う気がしますから、別に考えなければいけないような気がします。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

文部科学省の調査でも、スマートフォンの利用によって就寝時間が遅い等々、健康についての被害が常態化してきております。

県教育委員会においては、スマホ依存やゲーム依存について、生活習慣全般との関係性の上で、生活習慣改善プロジェクトという形で、学校の実態を十分把握した上で、計画的、組織的な取組を続けておるところでございます。

特に、健康力アップ30日作戦という形で、子供たち自身が目標を決めて、スマートフォン、ゲーム等の利用を含めた生活習慣の改善に主体的に取り組む姿勢を身に付けさせるという手立ても、現在進めておるところでございます。

西沢委員がおっしゃるように、子供たちにとって、これは重大な健康被害に結び付く可能性があることでございますので、今後も関係機関や特に学校医等、医師からの知見等も頂きながら、科学的根拠に基づいた健康づくりの中で、ゲーム障害の防止に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

西沢委員

今までも、例えばゲームをやり過ぎて学校に行かなくなったり、ひきこもりになったり、事故を起こしたり、歩きスマホなど、いろんなことを言われてきています。

だからと言って、子供たちに対して何をやってきたか、ちょっと見えてきません。世界がそれに注目し始めて、真剣にやらなければいけないという中での日本の対応、教育委員会の対応ということになってきます。

ちょっと例を挙げます。子供たちの視力がかなり悪くなっています。私も近視で、眼鏡を外すと大きな字でも全く見えないのです。今年の9月23日の読売新聞で、焦点の合う距離が2メートル以内の人を近視とすると、小学1年生の63.1パーセントが近視ということでした。これは、すごいです。いつから目が悪くなったのか、幼稚園、保育所から調べなければいけない。小学1年生で63.1パーセントが目支障があるんです。中学3年生は、94.2パーセント、中学2年がもっと多くて95.5パーセント。ほとんどの人の目が近視だということです。これは、異常ですよ。私の目が悪いのは、小さい時に寝ながら漫画の本を読んでいた、姿勢が悪く、暗い所で本を読んだことが影響していると思っております。

だからやっぱり姿勢や明るさなどが非常に目に影響している。スマートフォンなんかは寝ながら電気を消して見ているという子供も多いのかもしれない。そういうことをきちんと是正しなかったら大変です。何とかしなければいけないです。ほかの県やほかの所がやるのを待つのではなくて、早急に積極的に対策を講じる気持ちはありますか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

西沢委員がおっしゃった数字でございますが、昨年の慶應義塾大学の研究成果から御指摘いただいたと思います。

近視の中学生が95パーセント、小学生に関しても77パーセントという数字が、昨年、1,400人を対象にした調査結果で出ておりますが、近視の問題もそうですし、それ以外にもスマートフォンに関しては、見過ぎによる斜視の多発の問題、また同時に使うヘッドホンによるヘッドホン難聴の問題、あるいはスマートフォンを見るとき姿勢による骨格の問題等々、今発生しております。

これらにつきましては、養護教諭を対象とした研修会で、医師会等と連携し、いろんな知見を頂いて、今、各校で対策に向けて具体的な動きをしていただいております。

います。

ただ、西沢委員がおっしゃいますように、この問題は、今後、子供たちが生涯にわたってインターネット、スマートフォン等と上手にお付き合いをしていく上では、的確な指導が必要となる問題でございますので、県教育委員会といたしましても、養護教諭から発信して学校全体にスマートフォン、ゲーム依存を生まないように子供たちを育てるための対策、手立てについて今後検討し、できるだけ早い時点から新たな動きを進めさせていただこうと考えております。

西沢委員

今はスマートフォンの時代、携帯電話の時代ですけれども、だからといって見過ごすことはできない、大変な問題だと捉えて、積極的に対策を練ってほしいです。それを言いたいのです。当然いろんな対策があります。学校の授業の中では、学校に持ち込まないなど、いろいろありますけれども、例えば非常に大きな災害のときには、スマートフォンから情報を得る、緊急情報などを得るかも分かりません。そういうプラスの面もあります。でも、今はマイナスの面が多すぎます。

やはり早急に対策を練ってほしいのです。教育長、最後に一言。

美馬教育長

ただいま西沢委員から、スマートフォン、特にゲームとの問題について御指摘を頂きました。

我々も、本当に危機感を持っておるところでございます。

今のお話にもありましたように、まず一つには、大事なものは医学的な見地からしっかりとした情報発信をしていくこと、もう一つは、学校の中で使い方を教えるだけでは、なかなか難しいので、保護者を巻き込んで家庭の中での使い方も一緒にやっていくこと、この2点が挙げられると思います。

私自身も非常に興味がございます、神奈川県久里浜のほうにゲーム依存症専門の病院がございますけれども、体育学校安全課を通して、そちらのほうからもいろんな情報を収集しております。

また、先ほど田村体育学校安全課防災・健康教育幹からも話がありましたように、様々な障害、不登校も含めて影響があるということは、多分これは本当であろうと考えております。

一番有効なのは、やはりスマートフォンの持ち始めの頃ということですので。この時にしっかりと指導をするということですので。現在では、保護者がスマートフォンを子供のあやし代わりに使ったりというようなこともよく聞かれます。そういった家庭での使い方ということについても、やっぱり指導をしていく必要がございます。

こういったあたりを含めて、保護者関係、それから幼少時からということで幼児教育の範ちゅうも含めて、幅広く、特に子供を持って育児をする中で、気を付けておかなければいけないことの中に入れる必要がある。そういう意味では、他部局とも連携しながら、この問題については解決に向けて今後一生懸命考えていって、発信をしていきたいというふうに考えております。

西沢委員

本当によろしく頼みます。早急に、確実に対応策を考えてほしいなと思います。

あと、今年の6月の事前委員会でも言いました、教育の在り方です。

今、先ほどもりました資料の中にも、テストの成績だけではないようなことも書いてありました。人間教育、心の教育という感じでも書いてありました。

それを今年の6月の事前委員会で、私も言いましたけれども、もう一度、確認なんですけれども、これからAIなど非常に急激に社会が変化している。その中で、この人が優れているということまで変わっていく。要するに、物を覚えたり情報を集めたりそんなのはAIのほうが桁違いにできる。頭の良い人というのは、これからはどうなるのか。想像力などが今まで以上に大事となってくるという気がします。

社会そのものが非常に変わっていく中で、人間の心の問題などが社会に影響してくるのではないかと。子供たちもその中に巻き込まれて、心の問題そのものがこれから非常に大切になってくるのではないかと。

社会が急激に変化する中で付いていける人はいいですが、付いていけない人がたくさん出てくるのではないかと。だからこそ、これから一番大切なのは心の教育。そういう強い心を育てる教育が望まれるのではないかと。それから先ほども言いましたけれども、発想力などが重視される時代ということでの教育もありましたけれども、一番は人間性、人間の心を大切に、その中で自然も大切にやっていく。これからは自然のほうと、AIなど社会のほうとが二極化されるのではないかとと思います。

そういう中で、教育はどうあるべきかということを考えてほしいなということで、6月議会から触れてきたんです。もう一度お願いしますけれども、そういう自然を大切にしたい心、また心の教育をより重要視させてほしいんですけれども、書いていただいていると思いますけれども、もう一度確認いたします。

小倉学校教育課長

ただいま西沢委員より、心の教育や発想力、今後のAIなどの社会変化に対応する教育という御質問がございました。

本県では8月に策定しました徳島教育大綱の基本方針にありますように、未知の世界に果敢に挑戦する夢と志あふれる「人財」の育成を掲げておりまして、こういった中で例えば、知識技能だけではなく、思考力、判断力、表現力といった未知の状況に対応できる力、学んだことを自分の人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、正に西沢委員もおっしゃった人間性を教育することが重要だと感じております。

具体的には、児童生徒のコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を高めるような授業を、地域と一緒に協働することによって、人間性、表現力、発想力を鍛える。また、心の教育では、本県は道徳教育をしっかりと推進しておりますので、そういったことを通じて、今後の社会に対応できる人間性豊かな子供たちを育てていきたいと考えております。

西沢委員

いつの時代になっても一番大初なのは、やはり感謝の心です。

感謝する心というのはいつの時代になっても一番大切ではないか。自分だけで生きていけないわけではないし、やはり周りの人と一緒になって生きていく。周りの人にも感謝する。そして感謝されるような行動をしていく。感謝する心というのは、どんな状況になっても一番大切だということで、道徳教育の中でも筆頭与力であるというふうに思います。

もう一つは、再々言っていますけれども、巨大災害、南海トラフの3連続、大きな災害についてです。

1週間ぐらい前から首都直下地震のドラマのシリーズがありました。リアルに表現したというふうに言っていました。本当にこうなるだろうという、みんながびっくりするような映像が出てきました。あれが現実にも起こるかも分からない。30年以内に起きると言っていて、いやすぐに起こるかも分からないとも言っていましたけれども、私は30年以内に起きるとは言っておほくないと、ずっと言ってきました。要するに、すぐに起こるか分からないという状況の中で、今どうすべきか考えるべきだからです。今すぐ来るかも分からない。来たら何が一番大切か。逃げるのが大切です。今、逃げる対策を一生懸命やっています。

では、逃げてから、どう生活していくのだという生活の面です。水もない、食料もない、電気も来ない、トイレも使えない都会のビル群の中で生活できるか。そんなことは100パーセント無理です。だから、ほかへ逃げていくでしょう。田舎のほうはそうではないです。そこそこ食べ物があります。中山間地だったら、川から水を取ったり、何かいろいろできるでしょう。トイレなども、潰れていない家にあるでしょう。そこそこ生きていく努力ができるでしょう。でも、いろんな人が押し寄せてきますと、まず食料がなくなります。だから一つは、ある食料をまず100パーセント利用すること。今すぐに手に入るものとして、保管してある米などがあります。そのほかに、山へ行けば山菜など、いろいろと食べられるものがあります。ただ、知識がなかったら食べられないわけです。昔の子供は山へ行って遊んで、何が食べられるか知っていました。おじいちゃんおばあちゃんも知っていました。でも今、下手をしたら毒キノコを食べるかも分からない。そういう知識を使うことができれば食料対策になると思うのです。そういうことを、子供が十分知っていたら役に立ちます。大人にそれをしろというのは無理ですので、子供にしっかりと教えていく。山菜で、これは食べられる、こうやって食べられるというようなことを緊急対策として教えてほしいんです。本当に今すぐ来るかもしれないという中では、今まで以上に、緊急にそういう勉強を重視してほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

小倉学校教育課長

まず、先ほど西沢委員からありました感謝の心の教育について、答弁させていただきまます。感謝の心は、道徳科の授業を通じまして、思いやりや感謝の気持ち、礼儀正しく人と接することといった教育をしております。

中学校の学習指導要領にも、思いやりを持って人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めることを教育するようという記述があります。

こういったことを踏まえまして各学校、道徳科を通じてしっかりと感謝の心を教育して

いきたいと考えております。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

西沢委員から、喫緊の南海トラフ巨大地震をはじめ、大規模災害時に生き抜くために、食料を確保する、特に山菜等、野草等をしっかりと活用するための知識を教育しておくべきではないかという御質問を頂きました。

現在、小学校において、理科等の時間においては、水のろ過や火起こしの体験、イモ類、米、トウモロコシ等の栽培の方法等について、指導を進めているところでございます。

さらに、様々な備蓄食を用いた防災食レシピの工夫なども行い、被災時に、子供たちに身の回りにある食をうまく活用して生き抜く力に結び付けるということを指導していただいております。

西沢委員がおっしゃった野草等についてでございますが、春の七草等の学習の中では実際、昔から農作物として栽培・収穫・調理をしたものについて、自由研究や採集などの中で、子供たちがしっかりと見分けが付くような指導も行っておりますが、ただ野草の場合は非常に毒性のある野草もございます。また、子供たちの中にはアレルギー反応等を持っている子供たちもございます。そういう現状を踏まえて、子供たちの安全を担保した上で、身近な食料をいかに確保していくことができるかということについても、今後、指導について研究を進めてまいりたいと思います。

西沢委員

問題は、緊急を要するかも分からないというところなんです。今までやってきていますというのではなく、強化してほしいということなんです。

大規模災害が起きたときに慌てふためくのではなく、それまでにできるだけ知識を持っておく。当然アレルギーの人もおるでしょうけれども、それだけ言って何もなかったら何もならないですよ。山に行って自然を散策するのも当然だし、その中でそういうのを教える。できるだけ身近な、安全なものから教えるのも当然です。

それからイモなんかもやっていると言われましたけれど、全校でイモやトウモロコシなど栽培してほしい。これはほとんど肥料がなくても育ちます。大災害のときは多分肥料なども手に入りにくいかもしれません。

でもそれは、作っていて初めて役に立ちます。作ってなかったら、これからやると言ったら半年、1年掛かります。だから、イモ類や山菜など、即、役に立つような段取りをしておくということが食料対策の一番だと思います。そのために、緊急にそういうところを強化してほしい。今までどおりではなくてということをお願いしているわけです。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

正に、明日起こるかもしれない南海トラフ巨大地震でございます。

今、防災教育を進めていく上で、大事な視点として地域との連携を進めております。各学校によって地域ごとに事情も違いますので、学校が防災教育を進めていく上で、できるだけ地域の方々と一緒に食料の確保等についても取り組めるような活動を今後進めていく

よう指導してまいりたいと思います。

西沢委員

3日分、1週間分、10日分など、食料や水などの備蓄と言いますけれども、多分こんな状態ではないと思います。3日や1週間で応援がちゃんと来るかというのは分からない。やはりできるだけ自前で、食べられるものを手に入れられるという対策、いつでもそういう状態にしておくということは、非常に重要なのではないかと思いますので、特に、学校現場だったらそういう対策をとりやすいですから、一つよろしくお願いします。

井川委員長

午餐のため休憩いたします。（11時56分）

井川委員長

それでは、再開いたします。（13時03分）

庄野委員

午前中の井下委員の質問にもございましたけれども、先日、「性暴力とたたかう」という、SNSで狙われる少女についての新聞報道もありましたけれども、本県でも、この記事を見ると、徳島県警によると県内の2019年の被害者は10月末時点で32人、高校生11人、中学生21人で、2018年の15人から倍増している。ほとんどが児童買春・ポルノ禁止法違反や淫行などの青少年健全育成条例違反事件にも巻き込まれてます。少女が事件に巻き込まれる背景には、貧困をはじめ、親からの性的・身体的虐待、ネグレクトなど家庭内に問題があることが多いということも指摘されております。

先ほどの梶原委員からの質疑でありましたけれども、スマートフォンの所有率が小学6年生で31.2パーセント、中学2年生で67.1パーセント、高校2年生で97.5パーセントということで、以前に私がお聞きした時よりも大分、所有率が上がっているというふうに思います。

そういう中で、フィルタリングは有害サイトなどをはじくと思うのですがけれども、自らのSNS、例えばLINEやFacebookやInstagramなどには、多分フィルタリングは意味がないのだろうと思っております。そういうときに、先ほども言われましたように、学校と家庭の両方で、危険性などをきちんと知らせていく必要があると思います。

先ほども、いろんなお答えがあったんですけども、西沢委員らも質問されておったように、今も対策はやられているのでしょうけれども、これほど事が大きくなってくると、SNSやスマートフォンを持つことによる利便性と危険性といったことを、もっと踏み込んで対策する必要があると思って、今日ちょっと言おうと思っていました。先ほどもお答えがありましたが、もう一度、SNSやスマートフォン対策等々に、御答弁いただきたいと思います。

スマートフォンは小学生や中学生、高校生は、学校に行ったときは、ポケットに入れていたりするんですか。どこかにしまっているのですか。置いているのですか。授業中に

触ってはいけないとは思いますが、小学校、中学生、高校生は学校に持ち込んだスマートフォンをどういうふうに保管しているのか教えていただきたいと思っております。

安西いじめ問題等対策室長

先ほど、スマートフォンの保管場所、フィルタリング等を含めた今後の対策について御質問を頂きました。

まず、フィルタリングに関してでございますが、現在行われているフィルタリングサービスは、安心フィルターと申しまして、携帯電話会社大手3社に問い合わせますと、同じフィルタリングサービスを使っておりまして、小学生用、中学生用、高校生用、高校生プラスと4段階に分かれております。

どの携帯電話会社も契約をする時点で、小学生、中学生、高校生に応じたフィルタリングをお勧めして、基本的には設定をしていただいているということでございます。フィルタリングで、SNSを利用できない、LINE等もつなげることができない設定になっているものも多くございます。そういうことで、SNSを利用できないようにする設定もできるわけでございますが、これは後から保護者の権限で解除をすることができるようになっていくということで、やはり、先ほども御質問がございましたが、保護者への啓発というのが大変重要になってくると考えています。

また、先ほども、子供たちに対し、スマートフォン・携帯電話の安全教室を行っているということを申し上げましたが、特にSNSの危険性について、携帯電話会社だけでなく警察や独立行政法人情報処理推進機構等に依頼して、防犯教室、犯罪に巻き込まれないことに重点を置いた安全教室の実施を広めているところでございます。

また、スマートフォンの保管場所についてでございますが、基本的に公立の小中学校につきましては、学校生活に直接必要のないものであることから、原則持込みを禁止しておりますが、特別な事情がある場合に、許可願を提出して例外的に持込みを認めております。校内の使用は禁止しており、教員が預かる又は自分でかばんの中へ保管する等の対応をしている所がでございます。県立学校、高校等に関しましては各自で保管している所が大半となっております。

庄野委員

すみません、ちょっと聞き漏らしたのですけれども、小学校・中学校は原則学校への持込みは禁止、持ち込むには特別な許可が要る。高校生は自由に持っているということですね。

フィルタリングですけれども、高校生ぐらいになってくると、中学生もそうかも知れませんが、LINEのグループみたいなものがあるって、話合いをする中に入りたいということで、多分、フィルタリングを外すという人が多いという気がします。家庭内のいろんな不安もあるのでしょうか。

先ほどの大阪の事件のように、例えば、家出や家にいたくないと居場所を探すということで、子供がそうした所に行ってしまうということが起こりかねません。これは、どれが正解か分かりませんが、やはり親御さんなどの御協力も含めて、先ほど西沢委員も言われていましたが、みんながいろんな危険性があることを知って、積極的な対策を練っ

てほしい。おざなりと言ってははいけませんけれども、例えば、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等々がいろんな話をお聞きしてというようにも言われておりましたけれども、それも確実にやる必要がありますし、いろんな手を打って積極的に未然に防止をしていくということをやっていたいただきたいと思います。

これはもう、先ほど来言われましたのでこれで置いておきます。

それと、教員が、子供が家庭で一体どういう状況に置かれているのだろうかということを知るために家庭訪問があります。小学校、中学校は今もやられていると思うんですけども、先日、中央こども女性相談センターの方にヒアリングを受けた時に、家庭訪問が非常に重要だと言われておりました。

児童虐待の件数が、昨年県下全体で756件あったということで、その中で学校からの通報というのが91件あったということです。756件中、一時保護された方が139件ということをお聞きしておりましたけれども、この子供がどういう家庭環境にあるのか、例えば虐待やネグレクトなどがありますけれども、家庭訪問で早期発見につながるケースがあるというふうなことをお聞きしました。家庭訪問は現在、小学校、中学校は多分義務付けられている、高校は家庭訪問はなかったと思うのですけれども、現状、どのような形で家庭に行って、どんなお話をされているのか。例えば、1回行って、忙しくて会えなかったら、次の機会に行つてと、丁寧に家庭訪問をしたほうが良いと感じました。どんな状況なのでしょう。

濱田人権教育課長

ただいま庄野委員より、特に虐待の未然防止・早期発見等において、教員による家庭訪問が効果があるのではないかとというふうな御質問でございました。

児童虐待は子供に対する重大な人権侵害であり、子供の命に関わる問題であります。虐待を防ぐためには、児童虐待の防止に関する法律でも義務付けられておりますように、子供と共に過ごす時間の長い教職員が早期発見をすることが重要であると認識をしております。

虐待はどこにでも起こり得るという認識に立ち、子供の異常を見逃さないよう日頃からしっかり観察することが未然防止、早期発見につながると考えております。

各学校においては、担任をはじめとする教職員によって児童生徒の健康状態を日常的に観察するとともに、日記指導やふだんの会話や関わり方等により児童生徒の家庭での様子や保護者との関係などの把握に努めております。

年度初めに、特に小中学校では家庭の状況を知るために家庭訪問を行っている学校が多いですが、年度初めにかかわらず学校生活で気掛かりなことがあったり、虐待につながる兆候があったりした場合は、常に連絡を取ったり家庭訪問をしたり、住居環境や生活状況をしっかり把握するということを必要があればしております。また、学校として組織的な対応ができる体制づくりを推進しております。

各学校へは、5月に文部科学省から発信された虐待対応手引きを配布し、周知をしております。手引きに基づきまして、チェックリストを活用したり、定期的なアンケートを行ったりして組織としての対応を図りながら、子供たちからのSOSを見逃さないよう日常的な観察や家庭訪問を通じまして、虐待の未然防止、早期発見に努めてまいりたいと考

えております。

庄野委員

児童虐待の対応について、家庭訪問は重要であると思います。

それと同時に、先ほどから言われております、スマートフォンなどの犯罪に巻き込まれないために、危険性も含めて、そんなときに親御さんといろいろな話をしていただきたい。小学校の低学年だったらまだ持ってない人も大勢おいでだと思いますが、そうした折にスマートフォンを買ってくれと言うんだけどもどうしようかという相談もあろうかと思えます。スマートフォンは便利な面もありますけれども、使いようによっては怖い面もございますので、そうした対応を先生方も大変だと思いますけれども、是非、家庭へ行って、いろいろとお話をするというのもいいと思いましたので、質問させていただきました。

それから、先日、宮城県石巻市立大川小学校の訴訟で、最高裁判所は仙台高等裁判所の判決を支持して、上告棄却しました。2019年10月10日です。大川小学校では、津波が来るまで50分もあったので、子供たちが自ら向こうの山に逃げようと言ったのだけれども、先生がここでおれと言って思いとどまらせて、結局、児童生徒が74人が亡くなって、教職員も10人亡くなった。助かったのは1人だけという本当に悲しい事故でございました。

新聞報道によると、震災前の学校側の防災対策の不備を指摘しています。公共施設などの利用者が運営者を訴えた訴訟というのはいろいろありますけれども、事前対策の不備を指摘して賠償を命じた判決が確定するというのは初めてだということです。学校の防災対策の改善が進められていますけれども、事前対策については自治体や教育現場に改めて求められることになるということです。教職員や自治体の判断が重いものだという、非常に重い判決だろうと思います。本県も津波や大きな地震も予想されていますので、県教育委員会として、その対応を今後どのようにやっていくのかということをお聞きします。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

庄野委員より、10月10日に最高裁判所が上告棄却しました宮城県石巻市立大川小学校の判決を踏まえた今後の学校の安全対策についての御質問を頂きました。

庄野委員がおっしゃいますように、この判決は大川小学校において、危機管理マニュアルに津波災害に対する具体的な避難経路や避難場所の記載がなかったこと、また、石巻市教育委員会においてはマニュアル是正の指導を怠った点などが指摘され、事前の設置者の責任等についても厳しく追及されております。この判決については、県教育委員会といたしましても非常に重く受け止めておるところでございます。

ただ、本県では、この判決よりも以前、つまり東日本大震災発災以降の取組の中で、平成28年度から平成29年度にかけて、徳島県教育支援チームを派遣した成果を基に、各市町村単位で学校防災に関する研修会を開催し、国立大学法人徳島大学の中野教授をアドバイザーに迎え、各学校の防災計画についての総点検、再点検を行い、地域の実態に応じた防災計画の改善を図っております。そして、各地域における学校間の連携も図っていただいております。

さらに、先ほどの大川小学校の判決では、第一次避難場所、第二次避難場所が明確に示されていなかった点につきましても、毎年、県教育委員会にも報告いただいております、

学校防災計画の中に記載いただいて確認をさせていただいております。

この度、この判決が出たことにより、文部科学省のほうからも同様に、計画を見直すよ
うにという通知が12月5日に参りましたので、12月9日に県内の各小中学校及び県立学
校、市町村教育委員会にも、更に見直し、改善を図るように通知したところでございま
す。

毎年、市町村教育委員会の方も出席していただく教員に対する研修会を実施しておりま
すので、今後は、東日本大震災当時、小学校の校長先生をされていて、無事子供たちを避
難させたという経験をお持ちの方をお招きして、より具体的な学校防災の取組につながる
ような研修を進めてまいろうと思います。

さらに、そのような研修を踏まえて、訓練あるいは地域との連携をより深めるよう、今
後も学校防災力の強化を図ってまいりたいと考えております。

庄野委員

丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

本当に当時のことを思いますと、涙なしでは語れないような状況になろうかと思いま
す。いろんな津波、いろんな地震がありますので、事前にきちんと準備しておく。最近
は、いろんな所で大雨が降ったり堤防が決壊したりして、亡くなる方もおいでます。

どんな災害が待ち受けているのか分かりませんが、教員の皆さん方、自治体で働
いておられる方々は、万一のときに備えて、こう来たらこうする、このように来たらこう
するというようなことを、二重三重にシミュレーションをして、この学校はどこに逃げた
らいいのかという訓練もするんでしょうけれども、子供たちと教職員、地域の方々とも一
緒になって日頃から逃げる訓練をやっていただきたいと思います。

近年、自然災害が多過ぎますので、そのあたりをもう一度、やってやり過ぎはないと思
いますので、是非、命に関わる問題ですからお願いをしておきたいと思えます。

最後に、文化の森総合公園開園30周年記念事業についてです。5月の所管委員会で徳島
県の藍染めの関係が非常にクローズアップされているので、徳島県の藍の文化について質
問しました。ちょうど2020年に東京オリンピック・パラリンピックもありますので、30周
年のイベントが、その前段くらいになると思います。

藍関係の展示や、全ての入場者の方は無理かも分かりませんが、藍染めを気軽に
体験してもらえらるような、藍の文化のイベントをやっていただけたら有り難いと思いま
す。スペースの関係や予算の面もあろうかと思えますけれども、そのあたりを含めて、文
化の森総合公園開園30周年記念事業の全体像みたいなことが分かれば、少しおっしゃっ
ていただきたいと思います。いつ頃ぐらいまでに、イベントを計画して、いつくらいにやっ
ていくという、私がお聞きしているのは多分、夏前だったような気がするんです。

森吉文化の森振興本部企画振興部長

ただいま庄野委員から、文化の森総合公園開園30周年記念事業に関する全体像、イベン
トの計画等のスケジュール感、藍に関することについて御質問を頂きました。

最初に藍に関することですが、藍に関しましては、本県では、とくしま藍の日
を定める条例を制定しまして、藍の日と併せまして7月が藍推進月間となったことを受

け、文化の森では7月を文化の森・阿波藍PR月間と銘打ちまして、藍の魅力を県民の皆様に広く普及啓発しているところでございます。

令和元年度につきましては、県立図書館では阿波藍に関する図書の展示をはじめといたしまして、日本全国及び世界の藍に関する書籍を追加いたしまして展示させていただきました。また、県立文書館につきましては、過去からございます阿波藍関連の資料を展示、また二十一世紀館、県立博物館、県立美術館におきましても、藍を使ったバッジ等の配布を行いまして、藍の魅力を伝えているところでございます。

ちなみに、令和元年の7月の来場者は8万9,000人余りと、ふだんの月より多く来ていただいております。今後も機会あるごとに藍の魅力を発信していきたいというふうに考えております。

次に、文化の森総合公園開園30周年記念行事の全体像とイベントの計画等の発表のタイミング等についてでございます。来年度の基本方針といたしましては、開園30周年を迎える文化の森総合公園において、魅力ある企画展やイベントを開催するという方針で、進めたいと考えております。

内容につきましてでございますが、文化の森総合公園が2020年に開園30周年を迎えるに当たりまして、新たな文化レガシーを創造するため、今年度から3か年にわたり記念事業を展開しているところでございます。

具体的には、今年度から始めております新生野外劇場すだちくん森のシアターの活用、また、オリンピックのホストタウンであるドイツに焦点を当てましたアートによる文化プログラムの促進事業等を行うことによりまして、今年度から始めております事業を来年度更に推進していき、文化レガシーの創出を図ってまいりたいというふうに考えております。

具体的な開園30周年のイベントにつきましては、現在計画を策定中ございまして、公表できる段階ではございませんが、適切な時期にしっかりとあわ文化の魅力を発信してまいりたいと考えております。

庄野委員

今年度から令和3年度にわたって、順次やっていくわけですね。

結構、車もたくさん止まっていて、随分利用者も多いので、開園30周年に向けて県民に愛されるような文化行政を行っていただきたい。文化の森の開園30周年の記念行事は多くの県民の方が参加できるような、自転車でも、歩いてでも、車でも、公共交通機関でも来られるというふうにしていただきたいと思っております。また、臨時バスみたいなものも要ると思います。そうしたことも含めて、多くの方が参加されて、事業を展開できるようにお願いをして終わります。

東条委員

先ほどから、いじめの問題それから性暴力の問題について、委員の方から言われたんですけども、今、徳島新聞に「性暴力とたたかう」というシリーズがずっと続いています。今回、徳島県としても南部こども女性相談センターから、高校生の3人に1人が心の悩みを持っているというパンフレットを出していただいているんです。

若い時の心の傷というのは、大人になっても払拭できずに、また元に戻っていくような状況です。新聞にもあるんですけども、自分はバスガイドになろうと思っていたけれども、レイプされたことを思い出したら男性と一緒に話ができない、男性が横に来るだけで怖いというようなことが起こって、夢を捨てないといけない、自分がやりたかったことをできないということでした。このシリーズの事例を読んで真剣に捉えて、何とかしないと感じているんです。

全国家庭児童調査によると、中高生の85パーセントが何らかの不安や悩みを抱えているということが分かったそうなんです。10代・20代の死因というのは自殺が一番多いんですけども、徳島県も把握されていますか。また、悩みの原因、先ほど、いじめとありましたけれども、2018年度のいじめの認知件数が2,577件と2017年度より110件増えていますが、いじめの中身も多種多様、いろんな問題が複合しています。いろんな幅広い悩みを抱えているだろうと思います。家庭の問題、デートDV、性被害など、18歳くらいまでの自殺原因を徳島県として把握しているのかどうかをお聞きしたいと思います。

いじめの中にもいろんな問題があると思うんですけども、所管を分けているのですか。自殺はまた課が違うんでしょうか。

濱田人権教育課長

今、東条委員が説明の中でおっしゃった18歳未満の数字については、他部局になりますので、詳細についてはこちらのほうで把握しておりません。

東条委員

例えば、性暴力について相談があった場合、具体的にどのような対処をされているんでしょうか。

濱田人権教育課長

性暴力の防止に向けて、学校教育の中でどのように取り組んでいるのかという質問かと思えます。

東条委員がおっしゃるように、性暴力についてはセクシャル・ハラスメント、あるいは夫や恋人などのパートナーからのドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー被害など、種々あると認識しております。若い世代に対して、このような現実があり、DV防止、性被害防止に向けた教育を行うことは、重要であると認識しております。

まずは、子供からそういった相談を受けられるよう、子供と教師との信頼関係づくりが、本当に大事であると認識しておりますし、そういったベースの中で命を大切にされた教育を推進していくことの重要性を感じております。

県の人権教育指導員制度の中に、虐待や暴力などから自分を守るための知識やスキルを身に付けるワークショップ形式の研修や、DVについて話していただける講師を委任して、要請のあった学校へ派遣しております。

また、人権教育指導者用の手引書、あわ人権ハンドブックというのがございます。その中でも、例えば、親密な関係の中での暴力について考えるといったような学習事例を掲載しておりますし、また、学校ごとの人権教育資料の中にもそういった学習資料を載せてお

りますので、その活用を図りながら、児童生徒の発達段階に応じた学習を進めております。DVや性被害、性暴力が人権侵害であることを知り、差別や暴力を許さない心情や態度を人権教育の中で進めてまいりたいと考えております。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

子供たちが性暴力等に遭った場合、あるいは遭わぬまでも自殺を思いめぐらすような心の不安を持った場合に、養護教員、保健室の先生に相談するという場面が、学校の中では当然多いかと思えます。そのような場面に備えまして、養護教諭は研修の中で、デートDV等についての予防教育もさせていただいて、子供たちがいざ駆け込んできた場合に、しっかりと受け止めて、不安を解消するために、スクールカウンセラー等と連携しながら、対処していくという取組をこれまでも行っております。今後も、養護教員の研修の中ではそれぞれの対応についての具体的な方法について、深められるようにしていきたいと思っております。

東条委員

今、学校の養護の先生が対応してくれるということですが、そこに相談に行ける人はすごく限られていると思うんです。SNSは、事件も起きますけれども、相談もできる。LINEでの相談の中に恋愛に関する悩みが17件、恋愛だけではないと思うんですけれども、子供たちが連絡できる、訴える所がある。若ければ若いほど話がしやすいです。高校生や大学生になると、本当に話ができない。

私たちは、見知らぬ人が性暴力を振るうものと教えられて、信じているんですけれども、実際はそうではないんです。現実、この新聞の中にも書いてありましたけれども、自分の実父、義理の父親、また兄や弟といった近親者、それから親戚の人から、これは女性ばかりではなく男性も、今、そういう問題が起きてきているというのも、本当にあるんです。そういう中で、あらゆる機関と連携していただきたいと思えます。

飛び飛びになって申し訳ありませんが、先ほど、家庭訪問が大事だとおっしゃいました。この間、教育を考える議員連盟で勉強したひきこもりや不登校のことも含めて、いろんな問題が家庭の中で山積していて、教育委員会だけでは、対応が難しいのではないかと思う状況です。生活困窮の問題もあります。8050問題もありますし、すごく広がっていると思うんです。教育委員会だけがやるというのではなく、ソーシャル的な窓口みたいなものを作って、きちんと県のほうから、ここに相談に行きなさいという割り振りができたり、また専門知識をそれぞれが持っていくということが、すごく大事ではないのかと思うんです。

性暴力の問題というのは根が深い。専門機関が必要であるし、相談を受ける人自身が研修を積んでないと二次被害、三次被害というのを起こします。そういう研修も含めて、ある程度、全庁的な大きな課題になると思えます。教育委員会ですでにいただきたいのは、やはり性教育です。特に2000年以降、ちょっと遅れているのではないかと思うんですが、今の性教育はどういうふうに行われているのか、教えていただきたいです。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

東条委員より、現在の性教育の状況について御質問を頂きました。

近年、児童生徒の身体的・生理的な発達が早まっており、性に関する意識や価値観が多様化し、家庭環境や社会環境の変化の中で、性の逸脱行動、若年層の性感染症の増加などが問題になって、性に関する指導の充実が求められているところでございます。

これまで、県教育委員会では、文部科学省の事業に採択された、性に関する指導普及推進事業を実施し、教職員を対象にした研修会を開催するなど、学校教育における性に関する指導を行う指導者の養成と指導力の向上について研修を行ってきたところでございます。

また、各学校では、学習指導要領に基づき、各教科、道徳、特別活動等を中心に、教育活動全体を通じて計画的に進めており、エイズや性的マイノリティーに該当する子供については、人権教育の面からも、いじめや差別を許さない指導を行ってございます。

性に関する指導を進めるに当たっては、児童生徒が人間尊重の精神に基づいて、望ましい行動がとれるよう、学習指導要領にのっとり、文部科学省の指導方針に基づいて、今後とも進めてまいりたいと考えております。

東条委員

学習指導要領に沿ってということなんですけれども、実は、赤ちゃん先生プロジェクトを行っている方に出会ったんです。この世の中に生まれてくるということ自体が奇跡であり、かけがえのない命が生まれてくるんだということを提唱されているんです。いろんな団体などがやられているかと思うんですけれども、赤ちゃんが先生なんです。赤ちゃんを見るだけで幼稚園児も、小学生も、中学生も、みんな赤ちゃんを見たら、にっこり笑う。高齢者もそうですけれども、赤ちゃんが自分に訴えかけるものがすごくあって、もう一回見直す。

だから、学習指導要領や、平等、いじめはいけない、人権問題だと言いながら、自分の中に落とし込まないと、なかなか人は変わらない。自分は本当に生まれてきてよかったんだろうかと、はてなマークが付いた方がいろんな悩みを持たれる。小さい時から、自分に尊重感がある、自分は生まれてきてよかったと思えるような実感がないといけない。先ほど、西沢委員からも生きる力や、生き抜く力というふうなこともおっしゃっていましたが、まずは自分を認める。また、あなたはあなたであっていいんだよという教育に今、変わってきていると思うんですけれども、やはりまだ、こうでなくてはいけないという枠組みにはめていく中で、それができる人とできない人が尊重し合わないような状況になってきているというふうに思います。性の問題も人と比べるんです。そういうのではなくて、自分の持っている性は自分のものなんだ、顔が違うように一人一人みんな違うということも認め合えるような状況を、まだ子供たちが受け止められていない。そういうことを、県としても性教育をはじめとして、一つ一つ、子供が生まれてきた存在感みたいなのに取り組んでいただけるような方向を作っていただけたらなと思うんです。

赤ちゃん先生は、働くママの応援団みたいな感じでやられているので、これもまた教育委員会とまた違うということなのかも分かりませんが、いろんなところでばらばらにやるよりも、つながりながら生きる力というのを培っていくべきではないかと思うんですが、NPOなどとのつながりはあるんでしょうか。学校だけでやられていますか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

東条委員のおっしゃいました赤ちゃん先生という事業については、ちょっと今、私のほうでは存じ上げないのですけれども、ただ一人の子供、一人の命ということを大切に、児童生徒一人一人が人間尊重の精神に基づいて、相手を見て、異性観を持つということは、非常に重要なことだと考えます。

今後もNPOも含め様々な団体の活動等にアンテナを張り、学校現場の中でより良い性に関する指導を進めることができるように、研究を進めてまいりたいと考えます。

東条委員

いろんなグループが、いろんな活動をされているので、つながっていただけたらと思います。先ほどのSNS相談や電話相談の対応を、どういう方々がされているのかお聞きします。また、そういう方々は、いろんな研修などを受けられているのかということもお伺いしたいと思います。

大西総合教育センター所長

東条委員から、SNS相談や電話相談における相談員は、研修を受けているのかという御質問がございました。

SNS相談に関しましては、カウンセリングに関する資格を有する相談員が、研修を一定期間受けまして相談に臨んでおります。24時間子供SOSダイヤルにつきましても、研修を受けて相談を行っております。

東条委員

SNS相談と電話相談は、研修を受けた方が行っておられるということですが、LINEで相談が来たらどういうふうに返しているのですか。

大西総合教育センター所長

LINEでの相談における対応ですが、双方向の相談ということで、文字でのやり取りになります。相手からLINEで相談したいという希望が参りましたら、こちらから相談を受けますということで、お互いにやり取りを行っての相談活動としております。

東条委員

とりあえずはLINEで相談をする。状況によったら会って話をしたいなどというような相談につながっていないのですか。そういうところまでは行っていないのですか。

大西総合教育センター所長

LINEによる相談は、時間が午後6時から午後9時までと制限があったりしますので、それ以外の時間に相談をしたいと、相談を続けたいというような場合は、24時間子供SOSダイヤルでの相談方法がございましたということを案内しまして、電話での相談につなげたりしておりますし、また、内容によって緊急を要すると判断されるような場合に

は、相談員が警察あるいは関係機関にすぐに連絡を取るような体制を執っております。

東条委員

やはり、今、お聞きした中で一番、窓口としてはSNSの相談がしやすいという状況でございます。今後、梶原委員も言われましたけれども、低学年からも相談をできるような体制をできるだけ執っていただきたい。対応も、やはり命に関わるような状況に発展しないような対応策を是非作っていただけたらと思います。

やはり学校教育としても、もう少し踏み込んだ性教育を進めていただきたいということを要望して終わります。

長池委員

今日は、中身の濃い議論が続いておりますので、皆さんお疲れとは思いますが、二、三質問したいと思います。

最近、聞いた話なんですが、教員のなり手が減っている、前から議論があったのかもしれないが、減少しておるとい問題があるようでございます。

情報によると、第2次ベビーブームの子供たちを教えるために大量採用された、今はベテランの教員が定年退職の時期を迎えておるということとございます。これは全国的な話ですので、全国的に教員の大量退職の時期に差し掛かっておるということでして、それを補うための採用が増えているのではないかという指摘があります。

徳島県ではどんな状況になっているのか、まずはお聞きしたいと思います。

中野教職員課長

ただいま長池委員から、徳島県における教員の採用審査の状況といった御質問でございます。

平成29年から令和元年までの3年間の教員採用審査の状況で申し上げますと、小・中・高、特別支援学校の全体を含む総数の動向におきましては、志願者数が平成29年には、1,325名、令和元年には1,297名となっております。

また、合格者ですけれども、平成29年では232名から令和元年に260名です。倍率は、平成29年は5.3倍でございましたが、令和元年に4.5倍と推移をしております。

ただ、他県におきましては、昨今、志願者数が大幅に減少しているといった状況もあるように聞いておりますけれども、徳島県では、全国的に見ても一定の倍率を維持しているものと考えております。

長池委員

全国平均よりは、ある一定以上の志願者があって、倍率をキープしておるといふふうなお話でした。定員割れしている県があるそうでございます。いわゆる正規と非正規、両方足りないという都道府県もあるようでございまして、いつ徳島県もそういう状況になるやもしれない。今は大丈夫でも、先の不安があると思うんです。

また、新聞に書かれておるのですが、いわゆるブラック職場が敬遠されておるといふ見出しが載っております。先ほどの話は大量に退職して、そのために採用が増えるからな

り手が足りないという話ですが、逆の面で教員になりたいという若者が減っておるのではないかというふうな視点もあるということです。

教員というのは非常に社会的に大きな役割を果たしていただいている。昔で言う聖職ですが、やはり若者から見ると、最近の話題である働き方改革の中で、長時間労働であったり、親がモンスターペアレンツと言うんですか、ややこしいなど、いじめの問題、また子供も自殺してしまうなど、そういう大変な現場をイメージしがちであります。夢や希望、責任感を持って教員になるという方の割合が減ってきておると、どちらかという安定した職業であるといった部分での希望が増えておるとい記事も目にしました。それでは、何かちょっともったいないというか、昔はそうでなかったのになという気もいたします。公務員という安定性だけを志望動機とするのではなくて、教育という仕事にやりがいや使命感を持った人に志願していただきたいと思っておるわけでございます。

そういった視点から、今は、倍率はそれなりにキープしているけれども、今後そういう不安もある中で、使命感を持った教員の採用に向けてどういった施策、努力をされておるのか御説明いただきたいと思えます。

中野教職員課長

ただいま長池委員から、やりがいや使命感を持つ教員の採用に向けて、どのような施策、取組を行っているのかとの御質問でございます。

徳島の未来を見据えた教育の充実を図るには、その実践者として学校現場の最前線で、子供たちと向き合う教員の果たす役割が何よりも重要であると考えております。

徳島県では、子供たちに対する愛情はもちろん、教職に対する強い使命感と高い倫理観、専門職としての高度な知識や技能、豊かな人間性や社会性等の総合的な人間力を備えた教員を求めています。そのような教員を採用するための取組の一つといたしましては、徳島で教員をする魅力を発信するような教員募集、広報活動の強化がでございます。

今年4月に教育委員会では教員募集のPR動画、徳島で教員になろうというものを製作いたしました。内容は、リオデジャネイロオリンピック、バドミントン女子ダブルス金メダリストの松友美佐紀さんや、チャットモンチー福岡晃子さんなど、本県出身者と恩師とのインタビュー、また、徳島ならではの教育の映像、若手教員の授業風景等で構成をしております。県のホームページ、またYouTubeにもアップロードしております。県庁玄関、また1階のホール、文化の森でも動画を公開させてもらっております。

また、県内外の大学を訪問して毎年実施しております徳島での教員募集の説明会を、今年度は22大学に増やしております。そこでもPR動画を活用し、徳島で教員をすることの魅力発信した広報活動を行っております。

もう一方で、教員採用審査自体の改善にも毎年取り組んでおります。本年度の採用審査におきましては、昨年に比べ受審者の年齢要件を拡大しました。また、県外からも含め、受審しやすいように効率的な審査に努め、審査日程を縮減するなどの改善も行っております。

このような取組を今後も継続して行いまして、徳島で教員になり活躍をしたいという志を持った教員を採用してまいりたいと考えております。

長池委員

PR動画は今もホームページで見られるわけですね。まだ見たことがなかったので、終わったら見てみたいと思います。

我々が子供の頃、テレビでは学校の先生のドラマがはまりました。武田鉄矢さんの金八先生。ああいうのを見て、子供と本気で向き合う教師像みたいなのがすごく格好良く、素晴らしいと、先ほどおっしゃったような、子供にとって本当に愛情がある先生像がよく描かれていました。教員はすごいなど、中には教員になってみたいという人もいたと思うのです。今はそういったテレビドラマも減って、そういう気持ちになる機会がもしかしたら少なくなっておったり、また逆に、それこそ先生同士のいじめがニュースで流れたりして、教員に対するイメージが、少しずつ子供にとって良いものでなくなってきておるのではないかと危惧するわけであります。

是非、これは時間を掛けてそうやってきておるのであれば、時間を掛けて戻していかなければいけないことですので、解決策というのとはすぐにはないと思うのですが、少しずつ努力をしていっていただきたいなというふうに思います。

もう1点、全然違う視点です。

2020年度から実施されるという高校の新しい学習指導要領の保健体育の中に、心の病気に関する学習が約40年ぶりに復活するというお話を聞きました。

今までは、ストレスといった大まかな学習だったみたいですが、もっと突っ込んで、心の病気ということで、高校生に学んでもらうということになったようであります。いわゆるメンタルヘルスでございますが、その中に精神疾患という病気の知識、うつ病や統合失調症なども学習指導要領に入っていく。

先ほどおっしゃったように、高校生、中学生も含め、若年層の中でいろんな悩みを抱えておる。悩みはあるのでしょうけれども、悩みが積もってどこにも相談できず、心の病気になるようなケースもあるように思いますが、心の病気の学習について、2022年からですのでまだ先の話だと思うんですがどんな状況なのか情報として教えていただけたらと思います。

林体育学校安全課長

長池委員から、新しい学習指導要領の保健体育の中での、精神疾患に係る改訂の内容について教えていただきたいという御質問でございます。

精神疾患の予防と回復という項目が、平成30年3月に告示されまして、高校の学習指導要領の中に記載され、令和4年度入学生から年次進行で適用されるものでございます。

背景としまして、今日のグローバル化、情報化など急激な社会の変化の中で、子供たちの生活環境も大きく変化しました。それに伴いまして、肥満、痩身、生活環境の乱れ、アレルギー疾患の増加など、様々な健康問題・課題が生じております。その中で精神疾患は、実は誰でも罹患し得る病気でありまして、若年で発症することが多く、正しい対応をとることがその後の回復にとって重要であり、児童生徒のみならず国民全てにとって大きな課題となっているということが背景にあるということで、このような形で示されているということでございます。

長池委員

病気を知る、仕組みを知る、若しくはそうなる前の対策、対応を知るということは、実は非常に大事なことだと思っております。

今、自殺まで追い込まれる若い方がいらっしゃるという日本の世の中で、そこに至る前に、本人若しくは周りが気付くことは大事ですし、先ほどからの議論にありますような、性暴力であったり、ひきこもりであったり、そういうあらゆることに、今日議論がありましたように人間の心の備え方、持ち方、更にはそれが周りとうまく相談することで解消できるという仕組みをしっかりと教育の中に取り込んで、取り組んでいただきたいという思いがありまして、確認させていただきました。

最後に、〇〇教育というのが、〇〇教育というのは空白の丸でして、いわゆる道徳教育であったり、今日も議論がありましたが防災教育、そういう〇〇教育というのが、実は今、どんどん膨れ上がって、一説には90から100ぐらいあるのではないかというふうなことを聞きました。

今日もらった令和2年度に向けた教育委員会の施策の基本方針のポンチ絵にも、人財の育成に向けてと言っていますので、Iからいくと消費者教育、プログラミング教育、英語学習、キャリア教育、主権者教育、道徳教育、生活習慣、人権教育、国際感覚を育むための教育、防災教育からあわ文化、生涯スポーツ、アスリート育成、郷土愛と、ちょっと拾い出ただけでも、本当にいろんなメニューがございます。今の学校現場、もっと言うと今の子供たちに全てのメニューを与えて消化できるのかという心配がございます。子供たちに対する心配もあるのですが、もう一方では、学校の現場の負担が大きくなり過ぎているのではないかと感じております。

それぞれに合わせていろんなプログラムがあって、そういった〇〇教育、更には〇〇問題というのがありまして、いじめ問題やひきこもり問題、貧困問題、いろいろあります。そういった〇〇教育、〇〇問題が負担になっていないのか、今後も多分増え続けると思うんです。多分増え続ける。ちょっと何かあったら、すぐ問題になると思いますので、どう対応されているのか。今ここに理事者が20人ぐらいおるのですが、100を20で割ったら、1人で五つぐらい受け持たなければいけないのです。五つも受け持てませんよ。そういう危惧があるのですが、実際、現場の負担になっていないのでしょうか。ちょっとお答えいただきたい。

小倉学校教育課長

ただいま長池委員から、〇〇教育が多いのではないかという御指摘、御質問がございました。

確かに、〇〇教育といった言葉を非常に多く最近聞くようになっておりますし、学校でこういったことも教えるべき、あれも教えるべきという声が非常に強くなってきているというところも実感しております。

一方で、例えば先ほど挙げていただいたような主権者教育、道徳教育、消費者教育、それ自体は非常に重要で、児童生徒の段階からしっかりと教えるべきものといった必要性などがあるわけです。

学校現場の負担、子供の負担というところがございますが、基本的には公教育である学

校教育は学習指導要領に基づいて行っておりますが、子供の発達段階に応じて各教科で学びが行われております。例えば、本県でも特に推進しております消費者教育などは、公民や家庭科の授業の中で学んだ知識を活用して、消費者問題といった現代的課題に、学んだことをいかに身に付けて、どう考えていくかということを経験することで勉強していくということが重要になってきます。

教員等に対する負担の軽減として、本県も消費者教育を全国に先駆けて推進しておりますが、生徒さんへの教材、中学校であると、”楽しく学ぼう”あわっ子”消費者教育という教材を作成し、配布して使うとともに、学校の先生方の指導用の資料も併せて作っております。こういったことを研修と併せてやることで、学校の先生方に余り負担を掛けずに消費者教育をしっかりと各科目の中でできるといったような工夫を行っているところでございます。

長池委員

いろいろな教育を学校現場の負担も大きくならない、今やっているのにうまく工夫されておるといふ今の御答弁でありました。もちろんそれも重要ですが、やめてもいいという取捨選択も必要だと思います。

さらに、今、なぜこうなっているのかと言うと、本来だったら家庭や地域でできていたことができなくなっているんです。本当にそう思います。それを公的なものに頼る、公的なものに依存する社会が、今でき上がっておりまして、特に子供の教育に関しては学校現場、教育現場に期待されている。逆に過剰な期待がされることで、このような状態になっております。

これは多分、しばらく続きますよ。誰もが学校に期待しなくなったらなくなるとは思いますが、そちらのほうには行けませんので、そういう意味では、まだ学校は踏ん張っていただきたい。

また、今日、請願も出ておりますけれども、それだけ社会が教育の現場に重きを置いているのであれば、やはり社会全体でもっと学校のほうに支出すべきではないか。今日の請願も国の教育政策における財政的支援に関する請願というふうにありますけれども、これは全員が提出者でしたよね。全議員が署名しておるようでございますので、そういったことも議員のほうではやりますが、是非、教育現場のほうでは、踏ん張っていただきたいと思っております。

私は、100もあるようなものは、取捨選択するときの基準が要ると思うのですが、今、社会で一番問題になっていることを解決するために何が必要かを基準とすべきだと思います。私はやはり自殺であったり、子供が犯罪に巻き込まれることであったり、西沢委員が言ったように防災の面でも、とにかく命が一番ではないのかと思います。それにつながる教育は積極的にやったらいいと思います。

極端な話ですが、プログラミング教育や英語教育は、社会に出たときに有利になります。これからの社会を考えたら、英語がしゃべれたり、キーボードが打てたりしたほうがいいに決まっていますが、それはただ有利になるだけの話であって、子供に有利になるために身に付けさせたいというのは親心なんです。そうではなくて命に関わることや犯罪に巻き込まれたり、逆に犯罪者になったりしないような、もっと根本的なところの○

○教育を重要視してもらいたい。プログラミング教育もしていただいているのですが、そんなふうに思っております。

そんな思いの中で前回、美馬教育長が、今まで積み上げてきた現場であったというふうなお言葉を漏らされておったので、また改めて、そのあたりを確認させてもらえたらと思います。

美馬教育長

ただいま長池委員から、○○教育というのが非常に多くなってきているのではないのか、それを取捨選択しながらやっていくのがいいのではないかというお話がございました。

先ほど、小倉学校教育課長が申し上げましたとおり、○○教育が多くなっています。それがどれもこれもあったほうがいいものであって、そして必要なものであるということ、これは非常に難しい問題です。しかしながら、学校の教員、そして何よりも子供たちにとっての時間は、毎日24時間しかない。時間が限られた中で、どれだけのことを効果的にするのかということ、これは非常に大事なことだと思っております。

我々もこういった意味においては、プライオリティを付けながら、必要なものから特に継続して行うということが大事であると思っております。

しかしながらまた、全県的にどの学校も本当に一緒になってやらなければならないものと、それぞれの学校や地域において、特にこれが必要であるといったものが、学校ごと、地域ごとにも異なってくるのではないかと思います。また、例えば高校等におきましたら、その学校の特性に合ったものもございます。そういったものそれぞれを勘案しながら、事前に年間計画を立てながら、学校の中で、様々な○○教育というものを含めた計画を立てておるわけでございますけれども、これに当たっては、例えば、消費者教育が一つのことをすると、これは消費者教育にもなるが、主権者教育としても生きてくるというように、一つのことをするに当たって、複数の効果があるというような行事や活動というものもございます。そういったものをうまく使いながら、限られた時間を使って効率的に、子供たちの能力を伸ばしていくといった工夫がそれぞれの学校にも求められているのではないかと思います。

我々としましては、どれを削るという感覚ではなくて、いかにうまくやっていくか、そして、先ほど小倉学校教育課長が申しましたように、それぞれの学校、教員が負担をできるだけ少なくできるような工夫をしながら、計画を進めてまいりたいと思っております。

長池委員

一つ一つを見ると、どれも必要な教育だと感じております。

体系的に現場でうまく生かされるように、逆に現場の負担増にならないようにしていただきたい。働き方改革というのが大きく言われ始めていまして、社会的な流れでいいと思うんです。今まで見過ごされてきた、本当に過労死してもおかしくないぐらいの時間、学校の先生方は現場でおりましたので、ここを一気に見直すにはそういった視点で、うまく学校現場をより良きものにしていただけて、子供たちだけでなく先生方にも健康的な、精神疾患というふうにならないようにしていただけたらと思います。

大塚副委員長

時間も経っていますので5分で終わります。1点だけです。

いろいろ今日お聞きしまして、いろんな問題がありますけれども、健康で一生を終える基礎を作るのが子供時代でございまして、教育現場におきまして体の健康、頑丈な体を作るということで、是非、学校現場で実現していただきたい。そのためにちょっと、基本的なことだけ簡単にお尋ねします。

まず、健康を守るという中で、防煙教育、喫煙の問題、それから薬物依存の教育、これについては、そういう講演を頼まれて行っているのですけれども、そういう教育というのは今どういう状況でやられているのかということ、ちょっとお尋ねしたいのですが、防煙教育と薬物依存の教育です。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

大塚副委員長から、学校における防煙、禁煙、薬物乱用に関する教育の現状について御質問がございました。

体の発達を阻害する薬物やたばこ、酒に関して、正しい判断の下に意思決定や行動選択が行えるよう、薬物乱用防止教育の充実を図るということは非常に重要なことだと認識しております。

このため、県教育委員会では、薬物根絶に向けた規範意識の向上を図るため、警察、学校医、学校薬剤師、薬務課等と連携を密にし、小・中・高校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教室の実施の推進に努めております。

また、教職員、学校薬剤師、警察関係者に対して、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の指導者養成研修として、薬物乱用防止教育の研修会を開催しているところでございます。

大塚副委員長

小学校の時点で防煙教育についても、薬物依存についても、低学年で聞くほどよく守っていただけるし、すごく効果があります。家庭に帰りまして、おじいちゃんおばあちゃんがたばこを吸っていると、健康が大事だからやめてということをおっしゃっていただけます。

本当に、小さいうちに、是非徹底してやっていただきたい。

それともう1点、健康問題で肥満防止、それから、いわゆる生活習慣の運動習慣、これについても絶対に、徹底的に自分の一生の問題に関わってきます。健康というのは一生を通じて非常に大事だと、日本みたいな災害の多い国で、自分の体を守っていくには、やはり頑強な体を作り上げることが本当に大事なことです。いろんな問題がありますけれども、それをとにかく最優先課題として、教育現場において指導いただくようお願いいたします。

とにかく生まれてから亡くなるまでの健康寿命延伸ということで、健康で一生を過ごしていただくことが基本になります。この基本をどういうことがあっても忘れないように、自分自身が一生を過ごしていく中で、体の健康自身を守っていくと、そういうのを培う大元が小さい時の教育でございまして、是非それをやっていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第14号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第4号「国の教育政策における財政的支援について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

請願第4号でございます。

①今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ることにつきましては、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、授業革新等への対応も求められている中、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持てる環境を確保する必要があります。

2020年度国予算の概算要求においては、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を図るため、小学校における専科指導の充実、中学校における生徒指導や支援体制の強化、主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化などに必要な教職員として公立小中学校の教職員定数を4,235人増員する要求がなされています。

②教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすることにつきましては、いわゆる人材確保法は、教育職員の給与を一般の公務員より優遇することにより、優れた人材を確保し、もって我が国の教育水準の維持向上を図ることを目的に制定されたものでございます。教育職員の給与等につきましては、平成19年3月の中央教育審議会答申、今後の教員給与の在り方についての中で、今

後も教員に優秀な人材を確保するという人材確保法の精神は維持しつつ、メリハリをつけた教員給与体系を構築することが示されております。この答申を受け、国では平成20年度から教員の給与等の見直しに着手し、本県におきましても、平成20年4月から全国の先頭を切って新たな職である副校長、主幹教諭、指導教諭を設置するとともに、平成20年10月からは、部活動指導手当を含む教員特殊業務手当の手当額の増額を行う一方、平成21年1月から平成23年4月にかけて、義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減を段階的に実施したところであります。

また、平成27年4月には、給料の調整額の縮減を行う一方で、教員特殊業務手当を25パーセント増額、更に平成30年1月には20パーセント増額するなど、継続的に教員給与体系の見直しを行っているところであります。

③教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が責任を持ち義務教育に係る費用を全額国庫負担とすることにつきましては、小学校、中学校並びに特別支援学校の義務制に係る教職員の給与等に対し、義務教育費国庫負担制度により、国が一定の割合を負担しておりますが、平成18年度から、国の負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられております。

井川委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

それでは、本件については、採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は、採択すべきものと決定いたしました。

委員各位にお諮りいたします。

ただいま、採択すべきものと決定いたしました、請願第4号「国の教育政策における財政的支援について」は、国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。

この際、徳島県議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、文教厚生委員長名で意見書案を議長宛て提出いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

意見書の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、文案は、正副委員長に御一任願います。

【請願の審査結果】

採択とすべきもの（簡易採決）

請願第4号

以上で、請願の審査を終了します。

これをもって、教育委員会関係の審査を終了し、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（14時36分）